

報道関係者 各位

担当	長野労働局
	労働基準部監督課
	課長 大畠 一洋
	主任監察監督官 関川 秀泉
電話 026-223-0553	

11月に「過重労働解消キャンペーン」を実施します

～ 11月は「過労死等防止啓発月間」です～

11月は、過労死等防止対策推進法（平成26年11月施行）で、「過労死等防止啓発月間」と定められています。

このため、長野労働局及び各労働基準監督署では今年度も11月（11月1日～30日の1か月間）に「過重労働解消キャンペーン」の取組として、重点監督や全国一斉の無料電話相談等を行い、長時間労働の削減に向けた取組を推進します。

【取組概要】

1 労使の主体的な取組の促進

キャンペーンの実施に先立ち、10月に使用者団体や労働組合に対し、キャンペーンに関する周知・啓発などの実施についての協力要請を行ったほか、引き続き11月に開催される各種会合等において周知・啓発を行います。

2 重点監督の実施

各種情報から時間外労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場などを対象に監督指導（労働基準監督官による事業場指導）を行います。

3 全国一斉無料電話相談の実施

「過重労働解消相談ダイヤル」（無料）を全国一斉に実施し、過重労働をはじめとした労働条件全般にわたる相談に応じます。

日 時 平成30年11月4日（日）9：00～17：00

フリーダイヤル なくしましょう 長い残業
0120-794-713

4 過労死等防止対策推進シンポジウムの開催（長野会場）

① 日 時：平成30年11月27日（火）13:30～16:20
(受付 13:00から)

② 会 場：J A長野県ビル 12階

※ 別添リーフレット参照

あなたも職場も はたしき過ぎは危険信号、

あなたにとって労働とはなんでしょうか？

働くことは大切ですが、働き過ぎは問題です。

長時間の労働は、健康障害のリスクも高まり、

賃金不払残業、ひいては過労死にも繋がる危険があります。

この機会に職場環境を見直してみませんか？

～トップが決意を持って、長時間労働の削減に向けた取組を推進しましょう。～

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。
同月間に「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

無料

「過重労働解消相談ダイヤル」

過重労働等に関する相談はこちら>>>

なくしましょう 長い残業

0120-794-713

11月4日㈰ 9:00 ~ 17:00

専用WEBサイト [過重労働解消キャンペーン](#)

検索



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。 同月間に「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

平成26年11月に施行された「過労死等防止対策推進法」において、11月は「過労死等防止啓発月間」とされています。このため、厚生労働省では、同月間において、過労死等の一つの要因である長時間労働の削減等、過重労働解消に向けた集中的な周知・啓発等の取組を行う「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

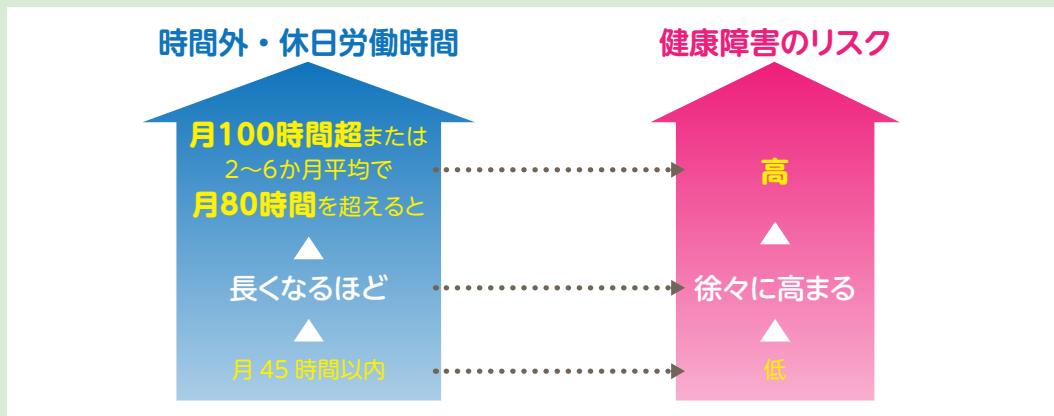
労働時間等の現状

労働時間の現状をみると、週の労働時間が60時間以上の労働者の割合は近年低下傾向であるものの、いまだ長時間労働の実態がみられます。また、脳・心臓疾患に係る労災支給決定件数についても依然として高い水準で推移するなど、過重労働による健康障害も多い状況にあるほか、割増賃金の不払に係る労働基準法違反も後を絶たないところです。

知っていますか?

過重労働と健康障害の関連性

長時間にわたる過重な労働は疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因です。具体的には、時間外・休日労働が月45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強まります。



(上の図は、労災補償に係る脳・心臓疾患の労災認定基準の考え方の基礎となった医学的検討結果を踏まえたものです。)

過重労働による健康障害等を防止するためにも、労働時間を適正に把握^{*1}し、次の措置を講じましょう。

過重労働による健康障害を防止するために^{*2}

①時間外・休日労働時間を削減しましょう。

- ・36協定(時間外労働・休日労働に関する協定)で定める延長時間は、限度基準^{*3}に適合したものとする必要があります。
- ・特別条項付き協定^{*4}により月45時間を超える時間外労働が可能な場合にも、実際の時間外労働は月45時間以下とするよう努めましょう。
- ・休日労働についても削減に努めましょう。

②年次有給休暇の取得を促進しましょう。

- ・年次有給休暇を取得しやすい職場環境づくり、計画的付与制度の活用などにより、年次有給休暇の取得促進を図りましょう。

③労働者の健康管理に係る措置を徹底しましょう。

- ・健康管理体制を整備すると共に、健康診断を実施しましょう。
- ・長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等を実施しましょう。

賃金不払残業を解消するために^{※5}

- ①職場風土を改革しましょう。
- ②適正に労働時間の管理を行うためのシステムを整備しましょう。
- ③労働時間を適正に把握するための責任体制を明確化しチェック体制を整備しましょう。

※ 1「労働時間の適正な把握のために使用者が講すべき措置に関するガイドライン」(平成29年1月、厚生労働省)

※ 2「過重労働による健康障害を防止するため事業者が講すべき措置」(平成18年3月、厚生労働省)

※ 3「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準」(平成10年労働省告示第154号)

※ 4「臨時に限度時間を超えて時間外労働を行わなければならない特別の事情が予想される場合に、特別条項付き協定を結べば、1年の半分を超えない範囲で、限度時間を超える時間を延長時間とすることができます。

※ 5「賃金不払残業の解消を図るために講すべき措置等に関する指針」(平成15年5月、厚生労働省)



これらについて、あなたの職場で守られているか疑問のある方は

平成30年11月4日(日) 休日電話相談

フリーダイヤル なくしましょう 長い残業
0120-794-713

にご相談ください。

厚生労働省では、過重労働解消キャンペーン期間中に、次の取組を行います。

1. 労使の主体的な取組を促します。

使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発などの実施についての協力要請を行います。

2. 重点監督を実施します。

①長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等、②離職率が極端に高い等、若者の「使い捨て」が疑われる企業等への監督指導を行います。

3. 電話相談を実施します。

「過重労働解消相談ダイヤル」(無料)を全国一斉に実施し、過重労働をはじめとした労働条件全般にわたり、都道府県労働局の担当官が相談に対応します。

実施日時 平成30年11月4日(日) 9:00 ~ 17:00 **フリーダイヤル なくしましょう 長い残業** **0120-794-713**

以下の窓口でも労働相談や情報提供を受け付けています。

都道府県労働局または労働基準監督署(開庁時間 平日8:30~17:15)

労働条件相談ほっとライン **フリーダイヤル はい！ ろうどう** **0120-811-610**
(月~金 17:00~22:00、土・日 9:00~21:00)

労働基準関係情報メール窓口(情報提供)

労働基準 メール窓口

検索

4. 企業における自主的な過重労働防止対策を推進します。

企業の労務担当責任者などを対象に、9月から11月を中心に、全都道府県で計64回、「過重労働解消のためのセミナー」(委託事業)を実施します。

[専用ホームページ] <http://partner.lec-jp.com/ti/overwork/>



毎年11月は 「過労死等防止啓発月間」です。

過労死等防止対策推進法では、国民の間に広く過労死等を防止することの重要性について自覚を促し、これに対する関心と理解を深めるため、毎年11月を「過労死等防止啓発月間」と定めています。

国民一人ひとりが自身にも関わることとして過労死等とその防止に対する理解を深めて「過労死ゼロ」の社会を実現しましょう。



※ 「過労死等」とは、業務における過重な負荷による脳血管疾患もしくは心臓疾患を原因とする死亡、もしくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡またはこれらの脳血管疾患、心臓疾患、精神障害のことです。

過重労働解消キャンペーンのほか、 「過労死等防止対策推進シンポジウム」 を開催します。

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に向け、過労死等とその防止について考えるシンポジウムを、過労死等防止啓発月間を中心とした期間に開催します。

また、過労死等防止啓発のためのパンフレットの配布や新聞、インターネットなど各種媒体を活用した周知・啓発を行います。



○過労死等防止対策推進シンポジウム

47都道府県48会場（東京は2会場）で開催します。（無料でどなたでも参加できます。）開催会場によって開催日時やプログラムは異なりますので、詳細は専用ホームページで御確認ください。

専用ホームページ

<https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo/>



過労死をゼロにし、健康で充実して
働き続けることのできる社会へ



長野会場

過労死等 防止対策推進 シンポジウム

近年、働き過ぎやパワーハラスメント等の労働問題によって多くの尊い命や心身の健康が損なわれ深刻な社会問題となっています。本シンポジウムでは有識者や過労死をされた方のご遺族、被災された当事者にもご登壇いただき、過労死等の現状や課題、防止対策について探ります。

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

参加
無料

日時

平成30年11月27日(火)

13:30~16:20 (受付13:00~)

会場

JA長野県ビル 12B

(長野市大字南長野北石堂町1177番地3)

[定員] 100名

主催: 厚生労働省

後援: 長野県

協力: 過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護団全国連絡会議

長野会場

講師プロフィール

佐々木 司 氏

大原記念労働科学研究所 上席主任研究員

1993年千葉大学大学院自然科学研究科修了・博士(理学), 1996年サーカディアン生理学研究所でDr.Stampfに師事しPoly-NASA研究に従事。2000年カロリンスカ研究所でDr.Åkerstedtに師事し客員研究員。2001年(財)労働科学研究所労働ストレス研究グループ長,主任研究員, 2004年慢性疲労研究センター長, 2012年研究部長, 2015年研究主幹を経て, 現在(公財)大原記念労働科学研究所上席主任研究員



講師プロフィール

今野 晴貴 氏

NPO法人 POSSE代表理事

1983年生まれ。労働相談・調査研究を行うNPO法人POSSE代表。ブラック企業対策プロジェクト共同代表。著書に『ブラック企業』(文春新書)、共著に『裁量労働制はなぜ危険か』(岩波)など。2013年に大佛次郎論壇賞、流行語大賞トップ10、日本労働社会学会奨励賞受賞。



プログラム

[講演]

「働く上で大切な労働者の疲労、ストレス、睡眠の知識を知る」

佐々木 司 氏 (大原記念労働科学研究所 上席主任研究員)

[講演]

「過酷労働・違法労働の発生要因と対策の在り方」

今野 晴貴 氏 (NPO法人 POSSE代表理事)

[当事者の声] ~海外勤務と長時間労働によりくも膜下出血、失明~

山下 照之 氏 (東京過労死を考える家族の会)

~長時間労働とパワハラにより精神障害発症~

中村 也真人 氏 (東京過労死を考える家族の会)

[遺族の声] ~放送局記者過労死遺族からの訴え~

佐戸 恵美子 氏 (東京過労死を考える家族の会)

会場のご案内

JA長野県ビル 12B

長野市大字南長野
北石堂町1177番地3

・JR長野駅から徒歩10分



参加申込について

▶会場の都合上、事前の申し込みをお願いします。
(定員に満たない場合は、当日参加も可能です)

▶申し込みはWeb又はFAXでお願いします。

▶参加証は発行いたしません。そのまま当日お越しください。

▶定員超過の場合のみ、電話でご連絡いたします。

●Webからの申し込み:以下ホームページをご覧いただき、申し込みをお願いいたします。

<https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo>

過労死等防止対策推進シンポジウム

検索



スマートフォンで
QRコードを
読み込んで下さい。

●FAXでの申し込み:以下の参加申込書に必要事項を記載の上、FAXをお願いいたします。

FAX番号 052-915-1523 過労死等防止対策推進シンポジウム 受付窓口 行

過労死等防止対策推進シンポジウム [参加申込書]

●次の該当する□に✓をお願いいたします。

- | | | | | | | |
|----------------------------------|------------------------------------|------------------------------|-------------------------------|------------------------------|--------------------------------|------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 経営者 | <input type="checkbox"/> 会社員 | <input type="checkbox"/> 公務員 | <input type="checkbox"/> 団体職員 | <input type="checkbox"/> 教職員 | <input type="checkbox"/> 医療関係者 | <input type="checkbox"/> 弁護士 |
| <input type="checkbox"/> 社会保険労務士 | <input type="checkbox"/> パート・アルバイト | <input type="checkbox"/> 主婦 | <input type="checkbox"/> 学生 | | | |
| <input type="checkbox"/> その他 [] | | | | | | |

お名前	ふりがな	ふりがな
4名以上のお申込みは、別紙(様式自由)にてFAXしてください。		
電話番号		
企業・団体名		

※申し込みいただいた個人情報は、主催者が適正に管理し、シンポジウム運営のみに使用いたします。

(お問い合わせ先) 電話: 0120-053-006 E-mail: karoushiboushisympo@p-unique.co.jp 株式会社プロセスユニーク